

3 長薬発第 379 号
令和 3 年 7 月 6 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される
診療所に対し、卸売販売業者が必要な医薬品を販売する際の取扱いについて

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありました。

今般、コロナワクチンの接種のために一時的に開設される診療所の臨時的な取扱いとして、当該診療所開設に係る許可の申請又は届出がなされていない（事後的に行う）場合であっても、卸売販売業者は、コロナワクチンの接種に必要な医薬品を販売して差し支えない旨等が示されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしく願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
Tel 0263-34-5511 FAX 0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日薬業発第 116 号
令和 3 年 7 月 5 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される
診療所に対し、卸売販売業者が必要な医薬品を販売する際の取扱いについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医政局総務課より別添のとおり連絡がございましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法の臨時的な取扱いについては、令和 3 年 6 月 18 日付け日薬業発第 88 号ほかにてお知らせしたところです。今般、コロナワクチンの接種のために一時的に開設される診療所の臨時的な取扱いとして、当該診療所開設に係る許可の申請又は届出がなされていない（事後的に行う）場合であっても、卸売販売業者は、コロナワクチンの接種に必要な医薬品を販売して差し支えない旨等が示されております。

貴会におかれましても本件ご了知いただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和3年6月30日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される
診療所に対し、卸売販売業者が必要な医薬品を販売する際の取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務
連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員
に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
令和3年6月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種のために一時的に開設される
診療所に対し、卸売販売業者が必要な医薬品を販売する際の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「コロナワクチン」という。）
の迅速な接種のための体制確保に係る医療法（昭和23年法律第205号）上の臨
時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な
接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（その4）（令
和3年6月14日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）等においてお示しして
いるところである。

今般、コロナワクチンの接種のために一時的に開設される診療所の臨時的な
取扱いについて、下記のとおりお示しするので、内容を御了知の上、管内医療機
関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、臨時的なものであることに御留意いただくようお願い申
し上げる。

記

コロナワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な
取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種

のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」(その2)(令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)の記2及び「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」(その4)(令和3年6月14日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)の記1において、一定の要件の下で、医療法第7条第1項又は第8条の規定に基づく診療所の開設に係る許可の申請又は届出について適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこととお示したところである。

当該事務連絡に基づき開設される診療所については、当該診療所において開設に係る許可の申請又は届出がなされていない場合であっても、ワクチン接種契約受付システムを用いて発行された委任状の写しが当該診療所から確認された際には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)第25条第3号の診療所に該当するものとして、薬機法第34条第1項の規定に基づく卸売販売業の許可を受けた者は、当該診療所に対し、コロナワクチンの接種に必要な医薬品を販売して差し支えない。

なお、この取扱いは、コロナワクチンの接種の際に使用が想定される医薬品(コロナワクチンの接種に係る救急処置用品として使用が想定されるものを含む。)に限って認められるものである点に、御留意いただきたい。

以上